

平成18年5月25日

各 位

会 社 名 ミサワホームホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 水 谷 和 生
(コード番号 1722 東証・大証・名証第1部)
問合せ先 執 行 役 員 赤 松 哲 男
(TEL. 03-3345-1111)

B種優先株式の併合および単元株式数の変更

並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第3回定時株主総会に、下記のとおり「B種優先株式の併合」並びに「定款の一部変更」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、B種優先株式併合の効力発生を条件として、当該株式の単元株式数を変更する旨の定款一部変更について、第3回定時株主総会に付議することも決議しましたので併せてお知らせいたします。

記

I. B種優先株式の併合および単元株式数の変更

1. 併合の理由

会社法施行に伴い、議決権制限株式（当社「優先株式」）を発行済株式の総数の1/2以下にする措置をとる必要があるため（会社法第115条）。また、これに伴い株式併合の効力発生と同時に、単元株式数をB種優先株式について1,000株から100株に変更いたします。

2. 併合の内容

B種優先株式の発行済株式総数44,999,280株（第三回3,333,280株、第四回41,666,000株）について、10株を1株に併合することにより、株式併合後のB種優先株式の発行済株式総数は、4,499,928株（第三回333,328株、第四回4,166,600株）となります。

3. 株式併合及び単元株式数変更の日程

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成18年5月25日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成18年6月29日 |
| (3) 効力発生日 | 平成18年7月18日 |

II. 定款の一部変更

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当法定款を変更するものであります。

- ① 当社の機関の位置付けを明確にするため、変更案第4条（機関）を規定するものです。
- ② 株主の公告閲覧の利便性と経済性の向上を目的として、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告とすることができない場合の措置を定めるため、変更案第5条（公告方法）を規定するものです。

- ③ 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第10条（単元未満株式についての権利）の規定を新設するものです。
 - ④ 株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することができるようにするため、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。
 - ⑤ 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに、議決権の代理行使を行うにあたり、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社提出していただくものとするため変更案第18条（議決権の代理行使）を規定するものです。
 - ⑥ 社外取締役及び社外監査役の招聘に有効活用したいことから、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約を締結できる旨、変更案第24条（社外取締役との責任限定契約）、変更案第33条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
 - ⑦ 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう変更案第27条（みなし決議）を規定するものです。
- （2）B種優先株式の併合に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① B種優先株式の発行可能株式総数を変更することに伴い、変更案第6条（発行可能株式総数）を規定するものであります。
 - ② B種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更すること等に伴い、変更案第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）を規定するものであります。
 - ③ 優先株主の権利に影響を及ぼさないようにするための措置として、変更案第12条の3（B種優先期末配当）、第12条の8（B種優先株主に対する残余財産の分配）、第12条の12（B種優先株式の償還請求権）、第12条の14（普通株式への強制転換）の一部を変更するものであります。
- （3）当社の現行の機関設計に沿った規定の整備とするため、第15条（招集権者及び議長）、第22条（代表取締役）、第25条（招集権者及び議長）を規定するものであります。
- （4）上記のほか、必要な規定の削除、修正、移設、みなし変更規定の追加など、全般に亘って所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

- （1）取締役会決議 平成18年5月25日
- （2）定時株主総会決議日 平成18年6月29日

以 上

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	(現行のとおり)
(商 号) 第 1 条 当会社は、ミサワホームホールディングス株式会社と称し、英文では、MISAWA HOMES HOLDINGS, INC. と表示する。	第 1 条 (商 号) (現行のとおり)
(目 的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) 建物及び構築物の部材の製造及び販売 (2) 建築工事、土木工事、外構工事、造園工事、機械器具設置工事、電気工事、水道工事及び管工事の設計、施工、監理及び請負 (3) 土地の開発及び造成並びにそれらの請負 (4) 地域開発、都市開発及び環境整備の企画、設計、監理及び請負 (5) 建設資材、建設設備機器、建設機械装置、家具及び室内装飾品の設計、製造、施工、販売、賃貸及び輸出入 (6) 立体駐車場設備機器の製造及び販売 (7) 事務用機器の製造、販売及び賃貸 (8) 塗料、合成樹脂製品、化学工業薬品の製造及び販売 (9) 不動産の売買、交換、賃貸、仲介、管理及び鑑定 (10) ホテル並びにスポーツ及びレジャー施設等を有するリゾートの経営 (11) ゴルフ会員権及び前号に掲げた施設等の利用に関する会員権の販売及び仲介 (12) 高齢者向集合住宅施設の経営及び当該施設の利用権の販売及び仲介 (13) 介護保険による居宅介護業務及び居宅介護支援業務並びに高齢者等の要介護者に対する介護業務 (14) 車椅子等の介護用具の製造、制作、販売及び貸与 (15) 船舶碇繋場業 (16) 旅行業 (17) 運送の取扱業及び代理業、海上運送業、船舶代理業並びに倉庫業 (18) コンピューターシステム及び通信衛星を利用した情報ネットワークによる情報処理及び情報提供業務 (19) コンピューター、通信、映像、音響、医療及び介護に関するシステム機器並びにこれらのソフトウェアの製造、制作、販売及び貸与 (20) 工業所有権、著作権、ノウハウ、システム技術及びその他ソフトウェアの取得、開発、企画、保全、利用、販売及び仲介 (21) 出版物の制作及び販売 (22) 広告代理店業 (23) 博物館、美術館及び資料館の経営及び管理並びに絵画、美術品及び工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理、輸出入及び展覧会の開催 (24) 石材及び石材製品の輸入、販売並びに据付 (25) 各種繊維品の染色整理加工及び販売 (26) 食料品、衣料品及び日用品雑貨の販売 (27) 燃料油、潤滑油の販売 (28) 通信販売業 (29) 労働者派遣業 (30) 個人及び法人の資産運用に関する指導及び情報提供業務 (31) 各種資格取得講座の開設並びにこれに関する教材の企画及び販売 (32) 金銭の貸付及び債務の保証 (33) ファクタリング業 (34) 有価証券の保有、売買及び運用業務 (35) 不動産及び動産のリース業 (36) 損害保険の代理業及び生命保険の募集業 (37) ゴム製品及び再生ゴムの製造及び販売 (38) 緩衝材、梱包材及び断熱材の製造、販売 (39) 産業廃棄物処理に関する業務 (40) 生命工学の方法による農畜水産品の製造、販売 (41) 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業務 (42) 前各号に附帯する一切の事業	第 2 条 (目 的) 1 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、その会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 ① 建物及び構築物の部材の製造及び販売 ② 建築工事、土木工事、外構工事、造園工事、機械器具設置工事、電気工事、水道工事及び管工事の設計、施工、監理及び請負 ③ 土地の開発及び造成並びにそれらの請負 ④ 地域開発、都市開発及び環境整備の企画、設計、監理及び請負 ⑤ 建設資材、建設設備機器、建設機械装置、家具及び室内装飾品の設計、製造、施工、販売、賃貸及び輸出入 ⑥ 立体駐車場設備機器の製造及び販売 ⑦ 事務用機器の製造、販売及び賃貸 ⑧ 塗料、合成樹脂製品、化学工業薬品の製造及び販売 ⑨ 不動産の売買、交換、賃貸、仲介、管理及び鑑定 ⑩ ホテル並びにスポーツ及びレジャー施設等を有するリゾートの経営 ⑪ ゴルフ会員権及び前号に掲げた施設等の利用に関する会員権の販売及び仲介 ⑫ 高齢者向集合住宅施設の経営及び当該施設の利用権の販売及び仲介 ⑬ 介護保険による居宅介護業務及び居宅介護支援業務並びに高齢者等の要介護者に対する介護業務 ⑭ 車椅子等の介護用具の製造、制作、販売及び貸与 ⑮ 船舶碇繋場業 ⑯ 旅行業 ⑰ 運送の取扱業及び代理業、海上運送業、船舶代理業並びに倉庫業 ⑱ コンピューターシステム及び通信衛星を利用した情報ネットワークによる情報処理及び情報提供業務 ⑲ コンピューター、通信、映像、音響、医療及び介護に関するシステム機器並びにこれらのソフトウェアの製造、制作、販売及び貸与 ⑳ 工業所有権、著作権、ノウハウ、システム技術及びその他ソフトウェアの取得、開発、企画、保全、利用、販売及び仲介 ㉑ 出版物の制作及び販売 ㉒ 広告代理店業 ㉓ 博物館、美術館及び資料館の経営及び管理並びに絵画、美術品及び工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理、輸出入及び展覧会の開催 ㉔ 石材及び石材製品の輸入、販売並びに据付 ㉕ 各種繊維品の染色整理加工及び販売 ㉖ 食料品、衣料品及び日用品雑貨の販売 ㉗ 燃料油、潤滑油の販売 ㉘ 通信販売業 ㉙ 労働者派遣業 ㉚ 個人及び法人の資産運用に関する指導及び情報提供業務 ㉛ 各種資格取得講座の開設並びにこれに関する教材の企画及び販売 ㉜ 金銭の貸付及び債務の保証 ㉝ ファクタリング業 ㉞ 有価証券の保有、売買及び運用業務 ㉟ 不動産及び動産のリース業 ㊱ 損害保険の代理業及び生命保険の募集業 ㊲ ゴム製品及び再生ゴムの製造及び販売 ㊳ 緩衝材、梱包材及び断熱材の製造、販売 ㊴ 産業廃棄物処理に関する業務 ㊵ 生命工学の方法による農畜水産品の製造、販売 ㊶ 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業務 ㊷ 前各号に附帯する一切の事業
2. 当会社は、前項各号に附帯又は関連する一切の業務を営むことができる。	2 (現行のとおり)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。 (新 設)	第3条 (本店の所在地) (現行のとおり)
	第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の各号に掲げる機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告とすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
第 2 章 株 式	(現行のとおり)
(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、2億8,000万株とし、このうち2億3,166万株は普通株式、4,500万株はB種優先株式、334万株はC種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合又はB種優先株式もしくはC種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減する。 (新 設)	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とし、このうち1億4,216万株は普通株式、450万株はB種優先株式、334万株はC種優先株式とする。
	第7条 (株券の発行) 当社は、その株式にかかる株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第8条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる。
(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、普通株式につき100株、B種優先株式につき1,000株、C種優先株式につき100株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。 (新 設)	第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 1 当社の単元株式数は、普通株式につき100株、B種優先株式につき100株、C種優先株式につき100株とする。 2 当社は、第7条の定めにかかわらず、単元未満株式にかかる株券を発行しない。
	第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(削 除)
(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿等及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	第11条 (株主名簿管理人) 1 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

現行定款	変更案
(株式取扱規程) 第10条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第12条 (株式取扱規程) 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第2章の2 優先株式	(現行のとおり)
(B種優先株式) 第11条の2 当会社の発行するB種優先株式の内容は次のとおりとする。	第12条の2 (優先株式) 当会社の発行する優先株式の内容は、本章に定めるとおりとする。
(B種優先利益配当金) (1) 当会社は、第38条に定める利益配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき年60円を上限としてB種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「B種優先利益配当金」という。）を支払う。ただし、当該営業年度において本条第2号に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。	第12条の3 (B種優先期末配当) 当会社は、第36条に定める剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式に係る株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式に係る登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき年600円を上限としてB種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「B種優先期末配当」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第12条の4に定めるB種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の5に定めるB種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該B種優先中間配当及びB種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。
(B種優先中間配当金) (2) 当会社は、第39条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。	第12条の4 (B種優先中間配当) 当会社は、第37条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先期末配当の2分の1に相当する額の金銭（以下「B種優先中間配当」という。）を支払う。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の5に定めるB種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該B種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。
(新 設)	第12条の5 (B種優先配当（期末配当・中間配当以外）) 当会社は、第36条及び第37条以外の剰余金の配当を行うときは、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先期末配当のうち、当該配当に係る基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間（以下、本条において「計算期間」という。）に相当する金額として月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算）の方法で算出される額の金銭（以下「B種優先配当（期末配当・中間配当以外）」という。）を支払う。ただし、既に当該事業年度において、第12条の4に定めるB種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする本条本文に定めるB種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該B種優先中間配当及びB種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。
(B種優先利益配当金の非累積条項) (3) 当会社は、ある営業年度においてB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。	第12条の6 (B種優先期末配当の非累積条項) 当会社は、ある事業年度においてB種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、B種優先期末配当の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
(B種優先利益配当金の非参加条項) (4) 当会社は、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先利益配当金を超えて配当は行わない。	第12条の7 (B種優先期末配当の非参加条項) 当会社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、B種優先期末配当を超えて配当は行わない。
(B種優先株主に対する残余財産の分配) (5) B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たりB種優先株式1株につき600円を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。 B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。	第12条の8 (B種優先株主に対する残余財産の分配) B種優先株主又はB種登録株式質権者に対しては、残余財産の分配に当たりB種優先株式1株につき6,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。 B種優先株主又はB種登録株式質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。

現行定款	変更案
(B種優先株主の議決権) (6) B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、平成19年4月1日以降、当会社の前営業年度の当期未処分利益が200億円を超える場合に、B種優先株主に対してB種優先利益配当金全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、B種優先株主に対してB種優先利益配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。	第12条の9 (B種優先株主の議決権) B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、平成19年4月1日以降、当会社の前営業年度の当期分配可能額が200億円を超える場合に、B種優先株主に対してB種優先先期末配当全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、B種優先株主に対してB種優先先期末配当全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。
(B種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等) (7) 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。 当会社は、B種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。	第12条の10 (B種優先株主に対する新株予約権等の付与) 当会社は、B種優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権及び募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。
(B種優先株式の買受け又は消却) (8) 当会社は、いつでもB種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。	第12条の11 (B種優先株式の買受け又は消却) 当会社は、いつでもB種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。
(B種優先株式の償還請求権) (9) B種優先株主は、B種優先株式の発行日から4年間を経過した日以降、毎年7月1日から7月20日までの期間において、当会社の前営業年度の当期未処分利益が200億円を超える場合、当該当期未処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有するB種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当会社は、当該償還請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたるときは、その前営業日とする。）を償還日として、法令の定めに従い償還する。前記限度額を超えてB種優先株主からの償還請求があった場合、抽選その他の方法により償還すべきB種優先株式を決定する。 償還価額は、B種優先株式1株につき600円に償還請求があったB種優先株式のB種優先利益配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）を加算した額とする。	第12条の12 (B種優先株式の償還請求権) B種優先株主は、B種優先株式の発行日から4年間を経過した日以降、毎年7月1日から7月20日までの期間において、当会社の前営業年度の当期分配可能額が200億円を超える場合、当該当期分配可能額に2分の1を乗じた額から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その有するB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭の交付を請求することができ、当会社は、当該交付の請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたるときは、その前営業日とする。）を金銭の交付日として、法令の定めに従い金銭の交付をする。前記限度額を超えてB種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順序は取得請求可能期間の経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。 当会社がB種優先株式1株を取得するのと引換えにB種優先株主に交付する金銭の額は、B種優先株式1株につき6,000円に取得請求があったB種優先株式のB種優先先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）を加算した額とする。
(普通株式への転換予約権) (10) B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件でB種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。	第12条の13 (普通株式への転換請求権) 第三回及び第四回B種優先株主は、第三回B種優先株主は平成32年7月1日から平成47年6月30日までの期間、第四回B種優先株主は平成35年7月1日から平成50年6月30日までの期間（以下それぞれ「取得請求期間」という。）中、発行時に取締役会決議で定める条件で、当会社に対し、第三回及び第四回B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、第三回及び第四回B種優先株主が取得を請求した第三回及び第四回B種優先株式の発行価額の総額を、取締役会が発行時の普通株式の時価を基準に決定する当初転換価額（取締役会が発行時に当初転換価額の修正及び調整方法を定めた場合において、取得請求期間中に当該修正及び調整事由が生じた場合には、当該修正及び調整後の転換価額）で除して算出される数（1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。）の普通株式の交付を請求することができる。なお、第三回及び第四回B種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の第三回及び第四回B種優先株式の発行価額は、調整後発行価額（調整前発行価額に、株式分割・株式併合前の第三回及び第四回B種優先株式の総数を乗じ、株式分割・株式併合後の第三回及び第四回B種優先株式の総数で除して算出される価額。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。）とする。

現行定款	変更案
(普通株式への強制転換) (11) 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、B種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が50円を下回るときは、50円とする。 上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。	第12条の14（普通株式への強制転換） 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、B種優先株式を取得することができる。当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、取得の対価として、B種優先株式1株につき、当該優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。 上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法</u>に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。 なお、B種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の当該強制転換時の発行価額は、調整後発行価額＝調整前発行価額×分割・併合前のB種優先株式数÷分割・併合後のB種優先株式数の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
(C種優先株式) 第11条の3 当社の発行するC種優先株式の内容は次のとおりとする。	(削 除)
(C種優先利益配当金) (1) 当社は、第38条に定める利益配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき年600円を上限としてC種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「C種優先利益配当金」という。）を支払う。ただし、当該営業年度において本条第2号に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。	第12条の15（C種優先期末配当） 当社は、第36条に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき年600円を上限としてC種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「C種優先期末配当」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第12条の16に定めるC種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の17に定めるC種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該C種優先中間配当及びC種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。
(C種優先中間配当金) (2) 当社は、第39条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「C種優先中間配当金」という。）を支払う。	第12条の16（C種優先中間配当） 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先期末配当の2分の1に相当する額の金銭（以下「C種優先中間配当」という。）を支払う。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の17に定めるC種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該C種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。
(新 設)	第12条の17（C種優先配当（期末配当・中間配当以外）） 当社は、第36条及び第37条以外の剰余金の配当を行うときは、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先期末配当のうち、当該配当に係る基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間（以下、本条において「計算期間」という。）に相当する金額として月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算）の方法で算出される額の金銭（以下「C種優先配当（期末配当・中間配当以外）」という。）を支払う。ただし、既に当該事業年度において、第12条の16に定めるC種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする本条本文に定めるC種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該C種優先中間配当及びC種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。

現行定款	変更案
(C種優先利益配当金の非累積条項) <u>(3)</u> 当会社は、ある営業年度においてC種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。	第12条の18 (C種優先先期末配当の非累積条項) 当会社は、ある事業年度においてC種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、C種優先先期末配当の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
(C種優先利益配当金の非参加条項) <u>(4)</u> 当会社は、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先利益配当金を超えて配当は行わない。	第12条の19 (C種優先先期末配当の非参加条項) 当会社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、C種優先先期末配当を超えて配当は行わない。
(C種優先株主に対する残余財産の分配) <u>(5)</u> C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき6,000円を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。 C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。	第12条の20 (C種優先株主に対する残余財産の分配) C種優先株主又はC種登録株式質権者に対しては、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき6,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。 なお、C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合には、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき支払うべき金額は、6,000円に分割・併合前のC種優先株式数を乗じ、分割・併合後のC種優先株式数で除して得られる金額に調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 C種優先株主又はC種登録株式質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。
(C種優先株主の議決権) <u>(6)</u> C種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。	第12条の21 (C種優先株主の議決権) C種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
(C種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等) <u>(7)</u> 当会社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。	第12条の22 (C種優先株主に対する新株予約権等の付与) 当会社は、C種優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権及び募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。
(C種優先株式の買受け又は消却) <u>(8)</u> 当会社は、いつでもC種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。	第12条の23 (C種優先株式の買受け又は消却) 当会社は、いつでもC種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。
(C種優先株式の強制償還) <u>(9)</u> 当会社は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間の開始日の前日まで、いつでも、C種優先株主又はC種優先登録質権者の意思にかかわらず当該C種優先株式の全部又は一部を償還することができる。 一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。 償還価額は、C種優先株式1株につきC種優先株式1株の発行価額に償還日の属する営業年度におけるC種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。ただし、当該営業年度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。	第12条の24 (C種優先株式の強制取得) 当会社は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間の開始日の前日まで、取締役会が別に定める日をもって、C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、会社法第461条に定める限度額を限度として、C種優先株式を取得することができる。 C種優先株式の一部のみを取得するときは、抽選その他の方法により取得するC種優先株式を決定する。 当会社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、C種優先株式1株につき、当該優先株式1株の発行価額を、取得日の属する事業年度におけるC種優先先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額を支払うものとする。 なお、C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の発行価額は、調整後発行価額＝調整前発行価額×分割・併合前のC種優先株式数÷分割・併合後のC種優先株式数の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

現行定款	変更案
(普通株式への転換予約権) (10) C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件でC種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。	第12条の25 (普通株式への転換請求権) C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で、その有するC種優先株式にかえて、普通株式の交付を請求することができる。
(普通株式への強制転換) (11) 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「C種優先株式強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、C種優先株式1株の発行価額をC種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。 上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。	第12条の26 (普通株式への強制転換) 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「C種優先株式強制転換日」という。）において、C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、C種優先株式を取得することができる。当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、C種優先株式1株につき、当該優先株式1株の発行価額をC種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。 上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。 なお、C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の発行価額は、調整後発行価額＝調整前発行価額×分割・併合前のC種優先株式数／分割・併合後のC種優先株式数の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
(優先順位) 第12条 B種優先株式及びC種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。	第12条の27 (優先順位) B種優先株式及びC種優先株式の優先期末配当、優先中間配当、その他の優先配当及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
(準用規定) 第13条 第14条（招集時期に関する部分を除く。）ないし第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2. 第40条の規定は、優先利益配当金及び優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。	第12条の28 (準用規定) 1 第13条（招集時期に関する部分を除く。）の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2 第38条の規定は、優先期末配当及び優先中間配当の支払いについてこれを準用する。

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会	(現行のとおり)
(招集の時期及び招集地) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに取締役会の決議により随時招集する。 2. 株主総会は、本店所在地又はその隣接地において招集することができる。	第13条 (招 集) 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに取締役会の決議により随時招集する。 (削 除)
(新 設)	第14条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第15条 (招集権者及び議長) 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役が招集し、議長となる。 2 代表取締役が複数の場合、又は代表取締役に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(新 設)	第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する措置をとることにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。	第17条 (決議方法) 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項及び会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第17条 議決権を有する株主は、当会社の当該株主総会において議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。	第18条 (議決権の代理行使) 1 議決権を有する株主は、当会社のその株主総会において議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(議事録) 第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名押印する。	(削 除)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 第 1 節 取締役	(現行のとおり)
(員 数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。	第19条 (員 数) (現行のとおり)
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	第20条 (選任方法) 1 当会社は、株主総会において取締役を選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(任 期) 第21条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	第21条 (任 期) 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により定める。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	第22条 (代表取締役) <u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</u> (削 除)
(報酬及び退職慰労金) 第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	第23条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	第24条 (社外取締役との責任限定契約) <u>当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u>
第 2 節 取締役会	(現行のとおり)
(招集権者及び議長) 第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>	第25条 (招集権者及び議長) <u>取締役会の招集権者及び議長は、法令に別途定める場合を除き、取締役会規程による。</u> (削 除)
(招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	第26条 (招集通知) 1 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(決議方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u>	第27条 (みなし決議) <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>
(議事録) 第27条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した取締役及び監査役が記名押印する。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会 第 1 節 監 査 役	(現行のとおり)
(員 数) 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	第28条 (員 数) (現行のとおり)
(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	第29条 (選任方法) 1 当会社は、株主総会において監査役を選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任 期) 第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	第30条 (任 期) 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(株主総会における補欠監査役の選任) 第31条 法令又は第28条に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 第29条第2項の規定は、株主総会における補欠監査役の選任決議についてこれを準用する。この場合において、同条項中「監査役」とあるのは「補欠監査役」と読み替えるものとする。 3. 法令又は第28条に定める監査役の員数を欠くこととなり、本条第1項に基づき株主総会においてあらかじめ選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 4. 本条第1項に基づきあらかじめ選任された補欠監査役選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	(削 除)
(常勤監査役) 第32条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。	第31条 (常勤の監査役) 当会社は、監査役会の決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(報酬及び退職慰労金) 第33条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	第32条 (報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	第33条 (社外監査役との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。
第 2 節 監査役会	(現行のとおり)
(招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	第34条 (招集通知) 1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。
(決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	(削 除)
(議事録) 第36条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役が記名押印する。	(削 除)

現行定款	変更案
第 6 章 計 算	(現行のとおり)
(営業年度及び決算期) 第37条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。	第35条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金) 第38条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。	第36条 (期末配当) 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第37条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。
(配当金の除斥期間) 第40条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 (新 設)	第38条 (配当金の除斥期間) 1 当会社は、配当財産の交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、その交付義務を免れる。 2 前項の受領されない配当財産には、利息はつけない。
(新 設)	付 則 (平成18年6月29日第3次改定時) 第1条 (施 行) 1 改定後の定款は、改定時から施行する。 2 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる部分については、平成18年6月29日開催の第3回定時株主総会（以下「本総会」という。）におけるB種優先株式の併合に関する議案が可決され、かつその効力が発生した時（次条において「本件併合時」という。）から施行する。 ① 改定後の定款第6条中当会社の発行可能株式総数を「1億5,000万株」と定める部分並びに当会社の発行可能株式総数のうち、普通株式を「1億4,216万株」と定める部分及びB種優先株式を「450万株」と定める部分 ② 改定後の定款第9条中B種優先株式の単元株式数を「100株」と定める部分 ③ 改定後の定款第12条の3中B種優先期末配当の上限を「1株につき年600円」と定める部分 ④ 改定後の定款第12条の8中B種優先株式への残余財産の分配金額を「6,000円」と定める部分 ⑤ 改定後の定款第12条の12中当会社がB種優先株式1株を取得すると引換えにB種優先株主に交付する金銭の額を「6,000円」と定める部分 ⑥ 改定後の定款第12条の14中計算の下限を「500円」と定める部分 第2条 (経過措置) 前条第2項の定めにより本件併合時から施行するものとする部分については、その改定の効力が生じるまでの間は、なお従前の例による。 第3条 (読替え) 1 改定後の定款第12条の3中「発行に関する取締役会の決議で定める額の」とあるのは、本総会の日以前に発行された第三回B種優先株式及び第四回B種優先株式については、「発行に関する取締役会の決議で定めた方法で算出される額（なお、その算出の基礎となる「発行価額（600円）」は「6,000円」と読替える。）の」と読替える。 2 前項の定めは、本件併合時から効力を生じる。